

(趣旨)

第1条 この基準は、西宮市上下水道局契約規程(昭和42年西宮市水道局管理規程第13号)において準用する西宮市契約規則(昭和39年西宮市規則第26号。以下「契約規則」という。)第13条第1項の規定に基づき、建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)に係る指名競争入札に参加する市内に本店(本社)を有する者(法人でないときは市内に住所及び営業所を有する者。以下「市内業者」という。)を指名するための格付けについて必要な事項を定める。

(格付けの方法)

第2条 契約規則第13条第2項の規定に基づき、指名競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された業者(以下「登録者」という。)について、建設工事の種類ごとに格付けするものとする。ただし、登録者が少ない建設工事については、格付けを行わないことができるものとする。

2 前項の規定により格付けする建設工事は、土木、建築、電気、管及び造園の工事とする。

3 上下水道事業管理者は、格付けを受けようとする者が受けた建設業法第27条の23第1項に規定する審査(以下「経営事項審査」という。)の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書(以下「通知書」という。)の総合評定値に第5項各号に定める数値(以下「主観数値」という。)を加え、又は減じた数値(以下「総合数値」という。)に基づき、別表総合数値の欄に掲げる区分に応じ、当該等級の欄に定める等級に格付けするものとする。

なお、登録業種の第2希望から第4希望に登録した工事業者の格付けは行わない。

4 前項に規定する格付けの基準日は、当該年度の4月1日とし、格付けの有効期間は当該年度末までの間とする。

5 主観数値は、登録者が次に掲げる要件を満たした場合においてそれぞれ定める点数とする。

(1) ISO9000シリーズの認証取得事業者(10点加点)

JISQ9001(ISO9001)を公益財団法人日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証されている事業者

(2) 環境認証システムの導入事業者(①又は②のどちらかで10点加点、重複加算はなし)

① ISO14000シリーズの認証取得事業者

JISQ14001(ISO14001)をJAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証されている事業者

② エコアクション21認証取得事業者

環境省が定めたガイドラインに基づく認証制度で、一般財団法人持続性推進機構から認証を受けている事業者

(3) 障害者の雇用状況(①又は②のどちらかで10点加点、重複加算はなし)

① 法定雇用数達成事業者

「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和35年法律第123号)の規定により、

障害者（注）の雇用状況の報告義務（以下「法定報告義務」という。）があり、法定雇用人数以上の障害者（注）を雇用している事業者

② 法定報告義務の無い雇用事業者

法定報告義務は無いが、事業者が障害者（注）を雇用している事業者

（注）「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度要綱による療育手帳の交付を受けた従業員で、個人事業主、役員は障害者数にカウントできない。

（4）災害対応・危機管理への取組み（①は10点加点、②は5点加点、重複加算はなし）

① 西宮市との災害時応援協定又は津波発生時における緊急避難場所使用に関する協定締結事業者

本市と災害時応援協定（西宮市地域防災計画資料編資料5-1災害時応援協定一覧（民間機関等）に記載のある協定に限る。）又は津波非難ビルの指定に関する実施要領に基づく協定を締結している事業者（団体との協定の場合は、当該団体に加入している事業者を含む。）

② 兵庫県災害対策業務等協定締結事業者

兵庫県と「災害時における応急対策業務に関する協定」、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」又は「災害時における機能復旧対策業務応援に関する協定」を締結している団体に加入している事業者である事業者

（5）その他社会・地域貢献（各2.5点加点で最大20点まで）

① 建設業暴力追放活動参加事業者

公益財団法人暴力団追放兵庫県民センターが実施する不当要求防止責任者講習会を受講した事業者又は、兵庫県建設業暴力追放協議会が実施する研修会に参加した事業者

② 防災パトロール参加事業者

宅地防災月間において、西宮市が実施する宅地造成等規制法第3条に基づき規制した、宅地造成規制区域の合同パトロールに参加した事業者

③ 防災訓練参加事業者

西宮市合同防災訓練又は各地区での防災訓練等に参加した事業者

④ 西宮市消防協力隊に加入又は西宮市消防団の団員を雇用している事業者

⑤ 宅地防災工事実施事業者

西宮市内の宅地の危険を未然に防止するため、西宮市長からの通知・勧告等に基づき、土地の所有者が実施する宅地防災工事を請負った事業者

⑥ 公共施設美化保全活動（清掃等）実施事業者（工事施工期間中に現場周辺を清掃したものは除く。）

道路、河川、水路、公園等の清掃活動等をした事業者又は西宮市及び各種地域団体が主催する各地域での清掃活動等に参加した事業者

⑦ 西宮市地球温暖化防止推進事業所登録事業者

西宮市地球温暖化防止推進事業所の登録があり、西宮市内の事業所で太陽光発電システムを（日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が1kw以上であるものに限る。）を設置し、かつ使用している事業者

⑧ 厚生労働省の均等・両立推進企業表彰事業者（平成19年度統合前の「均等推進企

業表彰」又は「ファミリー・フレンドリー企業表彰」を受けている事業者を含む。)

⑨ 兵庫県男女共同参画社会づくり協定締結事業者

⑩ 兵庫県子育て応援協定締結事業者

⑪ 協力雇用主登録事業者

(6) 本市指名停止基準に基づき、当該年度において指名停止を受けた場合は、指名停止期間の始期の属する年度の翌年度1年間において指名停止期間(月数)に10を乗じた数値を減じるものとする。なお、複数事案で指名停止を受けた場合は、合算するものとする。

(発注標準金額)

第3条 前条により格付けされた等級に対応する建設工事の発注標準金額(契約規則第5条の2の規定により定めた予定価格とする。以下同じ。)の範囲は、別表のとおりとする。

2 第2条第1項ただし書に規定する格付を行わない業種の建設工事にあつては、総合評定値をもって、等級区分に代えるものとし、総合評定値に応じた発注標準金額は定めない。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施に必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成13年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成14年4月17日から実施する。

付 則

この基準は、平成15年4月16日から実施する。

付 則

この基準は、平成16年4月15日から実施する。

付 則

この基準は、平成17年4月13日から実施する。

付 則

この基準は、平成18年4月12日から実施する。

付 則

この基準は、平成19年4月11日から実施する。

付 則

この基準は、平成20年4月9日から実施する。

付 則

この基準は、平成21年4月8日から実施する。

付 則

この基準は、平成22年4月6日から実施する。

付 則

この基準は、平成23年4月6日から実施する。

付 則

この基準は、平成24年4月4日から実施する。

付 則

この基準は、平成25年4月10日から実施する。

付 則

この基準は、平成26年4月9日から実施する。

付 則

この基準は、平成27年4月9日から実施する。

付 則

この基準は、平成27年11月4日から実施する。

付 則

この基準は、平成28年4月6日から実施する。

付 則

この基準は、平成28年10月5日から実施する。

付 則

この基準は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この基準は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この基準は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この基準は、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この基準は、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この基準は、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この基準は、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この基準は、令和7年4月1日から適用する。

別表 令和7年度以降

工 事 種 別	総 合 数 値	等 級	発注標準金額
土 木 工 事	8 2 0 点以上	A	4 千万円以上 1 億 5 千万円未満
	8 2 0 点未満 6 4 0 点以上	B	1 千万円以上 4 千万円未満
	6 4 0 点未満	C	1 千万円未満
建 築 工 事	7 1 0 点以上	A	4 千万円以上 1 億 5 千万円未満
	7 1 0 点未満 6 0 0 点以上	B	1 千万円以上 4 千万円未満
	6 0 0 点未満	C	1 千万円未満
電 気 工 事	7 0 0 点以上	A	8 百万円以上 1 億 5 千万円未満
	7 0 0 点未満	B	8 百万円未満
管 工 事	7 5 0 点以上	A	1 千万円以上 1 億 5 千万円未満
	7 5 0 点未満	B	1 千万円未満
造 園 工 事	6 6 0 点以上	A	8 百万円以上 1 億 5 千万円未満
	6 6 0 点未満	B	8 百万円未満

(注) 制限付き一般競争入札の対象工事についての入札参加資格要件は、別途案件ごとに定める。